

損保ジャパン・確定拠出年金用積立傷害保険・10年  
確定拠出年金用積立傷害保険

商品提供会社：損害保険ジャパン株式会社

本商品は元本確保型の商品です。

1. 基本的性格

確定拠出年金法に定める「元本確保型商品」です。

掛金(保険料)は、お払込み時点の保証利率に応じて運用されます。

一度設定した保証利率は、保険期間満了まで変更されることはありません。

保険期間が満了した場合には、満了時の積立金(予定を上回る運用成果があったときは、契約者配当金を加算した額)を継続保険料に充当して自動的に契約を継続します。なお、継続契約に対する保証利率は改めてその時点の利率を設定します。

老齢給付金等の受給や離転職等による移換の場合は、保険契約を解約します。返れい金は、元本(保険料)に運用利息相当分を加えた額となります。解約控除は適用されません。

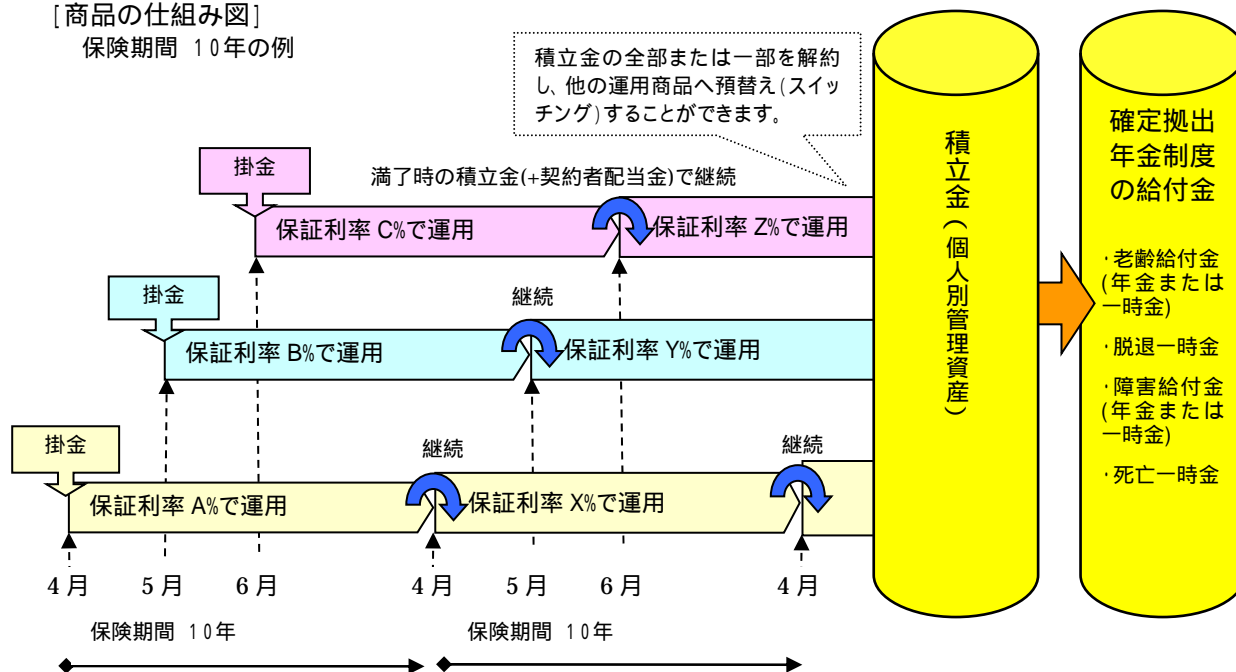
他の運用商品への預替え(スイッチング)のために解約する場合は、解約控除が適用され、返れい金が元本(保険料)を下回ることもあります。

不慮の事故(交通事故等)によるケガのため亡くなられた場合には、死亡時の積立金の額に10%上乗せした金額をお支払いします。

老齢給付金の受給可能年齢までの期間が保険期間より短い場合(例えば56歳や57歳で購入して60歳で受け取る場合)でも、ご購入いただくことが可能です。なお、この場合には受給時点で解約することになりますが、上記のとおり解約控除は適用されません。

[商品の仕組み図]

保険期間 10年の例



当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき当商品の内容をご説明するために運営管理機関が作成したものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。当資料は、運営管理機関が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

損保ジャパン・確定拠出年金用積立傷害保険・10年

確定拠出年金用積立傷害保険

商品提供会社：損害保険ジャパン株式会社

本商品は元本確保型の商品です。

2. 保険の種類

確定拠出年金用積立傷害保険

3. 保険料 / 拠出限度額

- ・保険料は1円以上、1円単位です。
- ・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度額以内であれば自由に設定できます。
- ・他の運用商品からの預替え(スイッチング)については、金額の制限はありません。

4. 保険期間

保険期間は、損害保険ジャパン株式会社に保険料が払い込まれた日の前営業日の午前0時から10年です。

5. 保証利率

- ・損害保険ジャパン株式会社が市中金利に応じて毎月設定します。
- ・ある月の保証利率は、保険期間開始日とその月の1日から末日までの間に存在する契約に適用されます。

6. 保証利率の適用期間

保証利率は、保険期間中(10年)適用され、保険期間中は変更されません。

7. 契約者配当金

予定を上回る運用成果があった場合には、保険期間満了時に契約者配当金をお支払いします。

\* 予定を上回る運用成果がなかった場合および保険期間満了前に契約が失効または解約された場合には、契約者配当金はお支払いしません。

8. 保険期間満了時の取扱い

- ・保険期間が満了した場合には、保険期間満了時の積立金(契約者配当金を含みます。)を継続保険料に充当して自動的に契約を継続します。
- ・継続契約に対する保証利率は改めてその時点の利率を設定します。

9. 持分の計算方法

- ・積立金は、払い込まれた保険料に、その保険料に対して適用される保証利率に応じて計算される運用利息相当分を加えて計算されます。(運用利息相当分は、保険期間開始日から経過月数に応じて、1カ月単位で計算されます。)
- ・解約控除が適用される場合、積立金から解約控除額を差し引いた金額が持分となります。
- ・解約控除額は、解約時の市中金利、解約する契約の保証利率、残存期間等に応じて算出します。適用される解約控除額が運用利息相当分を上回り、結果として返れい金が元本(保険料)を下回ることもあります。
- ・解約控除の適用有無は次のとおりです。

解約の事由	解約控除の適用
老齢給付金の受け取り	なし
障害給付金の受け取り	
死亡一時金の受け取り	
脱退一時金の受け取り	
離転職等(移換)	
預替え(スイッチング) ～「解約時に保険期間が開始する契約の保証利率」が「解約する契約の保証利率」と同じか下回る場合	あり
預替え(スイッチング) ～「解約時に保険期間が開始する契約の保証利率」が「解約する契約の保証利率」を上回る場合	

10. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・他の運用商品への預替え(スイッチング)による解約は、契約の全部または一部について随時可能です。
- ・解約控除が適用されることがあります。
- ・契約の一部を解約する場合は、保険期間開始日が古いものから解約されます。なお、任意の保険契約を指定して解約することもできます。
- ・解約時の実際の返れい金については、Web またはコールセンターでご確認ください。

11. 離転職時の取扱い

離転職等により他の確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合には、解約控除は適用されず、その時点の積立金が全額移換されます。

損保ジャパン・確定拠出年金用積立傷害保険・10年  
確定拠出年金用積立傷害保険

商品提供会社：損害保険ジャパン株式会社

本商品は元本確保型の商品です。

12. 給付について

確定拠出年金制度の給付の種類	お支払額
老齢給付金(年金/一時金)	積立金の額 * 給付金を年金でお受取りになる場合には、積立金の一部を取り崩してお支払いします。
脱退一時金(一時金)	
障害給付金(年金/一時金)	
死亡一時金(病気等による死亡)	
死亡一時金(ケガによる死亡)	保険金(積立金の1.1倍をお支払いします。) * 下記の「保険金のお支払いについて」をご覧ください。

\* 保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>急激・偶然・外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、保険金をお支払いします。</p> <p>* 上記の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。</p> <p>* 病気による死亡や事故日から181日以上経過後の死亡の場合には、積立金をお支払いします。</p>	<p>事故発生日において有効な契約の死亡時点の積立金を1.1倍した額</p> <p>* 保険期間開始前に生じた事故については、保険金はお支払いしません。この場合には積立金をお支払いします。</p> <p>* 保険金をお支払いした場合には、契約は終了します。</p>

保険金をお支払いできない主な場合

次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた被保険者の傷害に対しては、保険金はお支払いできません。(この場合には積立金をお支払いします。)

被保険者の故意または重大な過失

被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒気を帯びた状態(道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。)で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

被保険者の妊娠、出産、早産、流産

被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、損害保険ジャパン株式会社が死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、死亡保険金を支払います。

被保険者に対する刑の執行

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波

核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

から までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

上記 以外の放射線照射または放射能汚染

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき当商品の内容をご説明するために運営管理機関が作成したものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。  
当資料は、運営管理機関が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

損保ジャパン・確定拠出年金用積立傷害保険・10年

確定拠出年金用積立傷害保険

商品提供会社：損害保険ジャパン株式会社

本商品は元本確保型の商品です。

13. 運用勘定

本商品は特別勘定に属するものではありません。

14. 手数料

かかりません。

15. セーフティネットの有無

- ・この商品は、損害保険契約者保護機構の補償対象です。
- ・損害保険ジャパン株式会社の経営が破綻した場合など、保険会社の業務または財産の状況の変化によって、保険金・積立金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・損害保険ジャパン株式会社の経営が破綻した場合には、保険金・積立金は原則として90%まで補償されます。ただし、保証利率の変更が行われた場合には、90%に満たなくなることがあります。(また、積立金の計算に用いる利率が、主務大臣が定める率より高い保険契約は、補償割合が90%を下回ることがあります。)

なお、詳細については下記までお問い合わせください。

損害保険契約者保護機構 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館) TEL03 - 3255 - 1635

16. ご注意

(契約形態)

この保険契約は、確定拠出年金の資産管理機関(または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関。以下同様です)を保険契約者とし、ご加入者等を被保険者(補償の対象となる方)とする契約です。

(被保険者が死亡した場合の手続き)

被保険者がケガによって死亡した場合には、確定拠出年金制度の死亡一時金を受けようとする遺族の方は、ただちに運営管理機関等にご連絡ください。ただちにご連絡いただけないと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金のお支払いにあたり、損害保険ジャパン株式会社が求める書類をご提出いただきます。

(給付金のお支払先)

- ・確定拠出年金制度の給付金は、資産管理機関を通じてお支払いします。
- ・老齢給付金、脱退一時金および障害給付金は、損害保険ジャパン株式会社から資産管理機関に支払われ、資産管理機関からご加入者等に支払われます。
- ・死亡一時金は、損害保険ジャパン株式会社から資産管理機関に支払われ、資産管理機関から確定拠出年金法に定める遺族に支払われます。

(保険証券等の発行)

この保険契約については、保険料領収証および保険証券の発行はされません。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき当商品の内容をご説明するために運営管理機関が作成したものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。当資料は、運営管理機関が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。